

兵庫県立西宮南高等学校いじめ防止基本方針

令和5年5月15日 兵庫県立西宮南高等学校

1 学校の方針

本校では、「自主 友愛 創造」の理念のもと、自ら考える力、相互の人格を尊重する姿勢、広く深く学び続ける向上心やチャレンジ精神を備え、主体的に未来を創造することのできる人材を育成することを目指している。そのためには、生徒の主体性を尊重するとともに、学校内外において、全ての生徒が安心して様々な活動に参加できることが肝要であり、人権侵害としての「いじめ」を防止することが重要である。

教職員が日常の指導体制を整備し、「いじめ」の未然防止を図るとともに、「いじめ」の早期発見や、「いじめ」を認知した場合の的確かつ速やかな対応を図るため、兵庫県立西宮南高等学校いじめ防止基本方針を定める。

2 基本的な考え方

本校は、昭和50年に開校した全日制普通科の高等学校である。生徒のほとんどが進学を目指し日々学業と課外活動に励んでおり、1年生から基礎学力の定着を図るとともに、部活動やホームルーム活動などへの積極参加によりチャレンジする姿勢を育成している。そして、生徒会が主体となって運営する文化祭・体育大会や、2年生での修学旅行等の学校行事、活気ある部活動など多彩な体験の中で生徒の人格の陶冶を目指している。また、校則等により高校生としての規律を遵守させるとともに、生徒の自主性、主体性の伸長を期している。生徒たちは自由で闊達な雰囲気のもと、「忙しくも楽しく充実した学校生活」を送っている。

しかし、学校が人間の集まりである以上、「いじめ」は「どの学校にも、どの学級にも起こりえる」ものであるとの認識のもと、日頃から好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるとともに、集団における人間関係を調整できる力を持った生徒の育成を図り、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組まなければならない。また、「児童・生徒の権利に関する条約」に基づき、人権侵害に対しては、学校として適切な救済に努める必要がある。そこで、本校では、以下の通り指導体制を構築し、「いじめ防止」等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応 等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成する日常の教育相談体制、生徒指導体制など校内組織及び連携する関係機関を定める。(別紙1)

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取

組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など年間の指導計画を定める。(別紙2)

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

一つは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」であり、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。もう一つは、「いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。「相当の期間」については、文部科学省による不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、「いじめ対策委員会」に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民政児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

本校は地域から信頼される高校をめざし、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、県のマニュアルを参考にしつつ、生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、学校評議委員や保護者等、地域からの意見を聴取するように留意する。